

島牧村山菜採り遭難事故等防止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島牧村内における山菜採り等による遭難事故（以下「遭難事故」という。）の予防、及び遭難事故が発生した場合の対応について必要な事項を定めることにより、遭難防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱による遭難事故とは、村内において山菜採りや山歩き等で道に迷うこと等により、下山予定時刻を経過しても戻らず、家族等から捜索を要請される出来事をいう。

(責務)

第3条 村は、村内において遭難事故が発生した場合は、国又は北海道の機関、他の市町村、岩内・寿都地方消防組合、その他関係団体等と連携し、遭難した者の捜索に努めるものとする。

2 村は、前項の機関と連携しようとするときは、それぞれの施設、人員、経験、技術等から割り出される能力を、十分検討した上で捜索に出動するよう配慮するとともに、本来の任務の遂行に支障をきたすことがないように考慮するものとする。

3 山菜採りを行なう者等は、遭難事故が多くの人に多大な迷惑をかけるという事実を十分認識し、本人及び同行者の安全確保に最大限の努力をしなければならない。

(対策)

第4条 村や関係機関は、警告・啓発看板の設置等、遭難事故防止のための諸対策を講じるものとする。

(各機関との連携)

第5条 遭難事故の予防および対策等を協議するために、毎年関係機関で構成する遭難防止対策協議会を開催するものとする。

(捜索)

第6条 村は、遭難事故が発生したとの連絡を受けたときは、警察及び岩内・寿都地方消防組合と連携し、遭難現場において調査活動及び初動捜索に参加するものとする。

2 初動捜索においても発見されないことにより、遭難者の家族等から継続しての捜索救助活動の要請があった場合、村長は庁内に遭難対策本部を設置するとともに、関係機関と協議して二次遭難防止等の安全対策を講じた上で捜索救助活動に従事するものとする。

3 前項に定める捜索救助活動の要請があった場合は、捜索を要請した者に捜索依頼書（別紙様式）を提出させるものとする。

(捜索費用の負担)

第7条 前条第2項に定める捜索救助活動に要する費用（以下「捜索費用」という。）については、次のとおり区分する。

(1)ハンターや地域精通者の人件費

(2)捜索に直接要する消耗品費等

(3)捜索従事者等に供する食料費

2 前項の搜索費用については、遭難した者又は搜索救助を要請した者（以下「費用負担者」という。）が実費相当額を負担するものとする。

（搜索費用の免除）

第8条 村長は、前条第2項に定める搜索費用について、費用負担者が次の各号に掲げる事情により費用の負担が出来ないと認める場合は、その費用負担を免除することができる。

（1）生活保護世帯に属する者

（2）その他特別の事情があると認めたとき

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 5 月 1 日から施行する。